

Kosovo Specialist Chambers and the Specialist Prosecutor's Office to Prosecute War Crimes and Illicit Trafficking of Human Organs

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Inazumi, Mitsue メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00055382

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



戦争犯罪及び臓器違法取引等を処罰する コソボの混合法廷

稲 角 光 恵

はじめに

1 コソボ特別裁判所の設立経緯

1-1 コソボ特別裁判所の背景にあるコソボに対する国際社会の介入

1-2 臓器違法取引などコソボ解放軍に対する疑惑と欧米諸国の反応

2 混合法廷としてのコソボ特別裁判所の特徴と意義

2-1 混合法廷としての国内的要素

2-2 混合法廷としての国際的要素

2-3 小括——混合法廷の新形態

3 国際犯罪としての臓器違法取引の罪

おわりに

はじめに

2015年8月、コソボは憲法を改正するとともに新法を制定し、コソボ紛争中及び紛争後に犯された戦争犯罪や人道に対する罪等について個人を裁くためのKosovo Specialist Chambers and Specialist Prosecutor's Office（以下、本稿ではコソボ特別裁判所と称する）¹の新設を決定した。コソボ特別裁判所は、1998年1月1日から2000年12月31日までの期間に犯された犯罪を処罰対象としたアド・ホックな臨時法廷であり、オランダのハーグにて開廷準備が行われている。コソボ特別裁判所の主な特徴は、①国際法上の犯罪等を裁く混合法

1 厳密にはKosovo Specialist Chambersは裁判部と事務局で構成され、Specialist Prosecutor's Officeは検察局であるが、本稿では両者をまとめて「コソボ特別裁判所」と称する。

廷の新形態であること、及び②人の臓器の違法摘出及び違法取引の行為を処罰することを主眼として設立されたことであると考え。この特徴2点が国際刑事法分野の新潮流を導くか注目される。まず①については、コソボ特別裁判所が提示する混合法廷の新形態は、単なる国内法秩序内部の特例又は国際政治上のコソボを取り巻く特別な事情の結果としてのみ意義あるとの解釈も可能であるが、武力紛争や大規模人権侵害後に国際社会の地位を獲得又は回復させる手段としての先例として今後の他の地域の事例においても参考とされうる国際法上の意義があると考え。また、②の点については、コソボ特別裁判所が契機となり臓器違法取引の国際的規制と処罰が促進される可能性があり、その影響を注視すべきであろう。

本稿はコソボ特別裁判所の国際法上の意義を明らかにすることを目的とし、第1章ではコソボ特別裁判所の設立背景について説明する。武力紛争中に組織的に行われた臓器違法取引といった犯罪を処罰することが欧米によりコソボに強く要請されたことが設立の要因であることを明らかにする。次に第2章では上述の特徴①を明らかにする。コソボ特別裁判所は国内法を設立根拠としながらも設立背景及び裁判官構成並びに適用法規等に国際的要素がある。国連安保理決議により設立された旧ユーゴ国際刑事裁判所 (ICTY)²や多数国間条約により設立された国際刑事裁判所 (ICC) が純粋な国際刑事裁判機関であるのに対して、国際法上の犯罪についての個人の刑事責任を追及する司法機関であるという共通点はあるが、コソボ特別裁判所は国内的要素を有しつつも国際的要素が多い点で混合法廷 (ハイブリッド国際法廷) と分類されることを説明する。

第3章では臓器の違法摘出及び違法取引の行為に関する特徴②を検証する。ヨーロッパでは臓器売買を禁止する条約が2018年3月に発効したが、ヨー

2 International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia. 1990年代の旧ユーゴスラビア連邦の解体に伴い犯された重大な国際法上の犯罪を処罰するために国連安保理決議827によって設立された国際刑事裁判機関であり、1993年から2017年にかけて活動した。

ツパ地域を超えた世界的な国際的取り組みは萌芽状態にある。臓器違法取引に関する国際法規と国際的取り組みが未発達であることを指摘し、法規範が欠如する中で臓器違法取引の処罰を試みるコソボ特別裁判所の国際法上の意義について述べる。

コソボ特別裁判所は、重大な犯罪の禊ぎを行い、コソボと欧米が正義のために尽力したことを国際社会に広く告知することを目的として設立されたとも考えられ、国際法上の意義よりも国際政治上の意義が大きいと考えられるが、上記の①と②の点について本稿では国際法上の意義を明らかにしていく。なお、コソボに関わる国際法上の問題としてはコソボの国家性と諸国による国家承認の是非が最も注目されるであろう。コソボが一方的に独立宣言を行った2008年から10年が経過したが、コソボが独立国家としての国際法上の主体性が認められるか否かは、一方的な独立宣言を禁止する国際法規範の存在を否定した勧告的意見（コソボ暫定自治政府による一方的独立宣言の国際法適合性事件）を国際司法裁判所が2010年に示した後も、ウクライナからのクリミアの分離とロシアへの併合問題など他の事例への影響が大きいため未だ国際政治上及び国際法上も激しい論争がある。しかし、コソボの国際法上の主体性及び国家承認の是非はコソボ特別裁判所の設立に影響を与えてはいるが主要論点ではなく、本稿ではコソボ特別裁判所と関係する限度においての言及に留める。

1 コソボ特別裁判所の設立経緯

1-1 コソボ特別裁判所の背景にあるコソボに対する国際社会の介入

コソボ特別裁判所が外圧により設立された設立経緯を把握するためには、コソボが特殊な地位にあることを理解しなければならない。コソボの国家性の有無の論点そのものについては本稿の検討対象外とするが、そもそもコソボ特別裁判所の時間的管轄権が1998年1月1日から2000年12月31日までの期間に犯された犯罪であり、この対象期間が正にコソボが独立を宣言するに至

るコソボ紛争も含む期間であることからコソボ紛争と無関係ではない。旧ユーゴスラビア連邦の解体に伴い各地で武力紛争が生じ、権力闘争の過程で民族浄化 (ethnic cleansing) とも称されるジェノサイド罪や人道に対する罪など非人道的な行為が行われたことをきっかけとして旧ユーゴ国際刑事裁判所が国連安保理により設立されたのであったが、同時にコソボにおいても1990年にアルバニア系住民がセルビアからの独立を宣言し武装集団「コソボ解放軍」(Kosovo Liberation Army、KLA) を組織して武力衝突が生じていたのであり、セルビア系住民とアルバニア系住民との間の民族対立がジェノサイドや非人道的取扱いなど大規模な人権侵害を生じさせていることが危惧された。旧ユーゴスラビア解体の混沌の中、人道的危機を理由として北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organisation、NATO) が1999年3月から6月にかけてコソボを含むセルビア全域に対して空爆を行う中、セルビアはコソボ解放軍掃討作戦を強化し、数十万のアルバニア系住民が難民化した。NATO空爆後は24万人を超える非アルバニア系住民がコソボを去る一方、セルビア治安部隊のコソボからの撤退後は国難難民高等弁務官事務所 (UNHCR) などの支援を受けて65万人の難民がコソボに帰還したのである³。コソボは国連安保理決議1244に基づき国連の暫定統治行政 (国連コソボ暫定行政ミッション、United Nations Interim Administration Mission in Kosovo、以下UNMIK) の下に置かれた。コソボは2008年2月にコソボ議会が独立を宣言した後、欧州連合 (European Union、以下EU) の多くの諸国やアメリカなどから国家承認を得るに至っている。

以上のようにコソボが現在の国際社会の中での独自の地位を獲得しえた背景には、NATOの軍事介入や国連のUNMIKによる暫定統治を経て、コソボを国家として承認する決断をした諸国の後押しなど、国際社会からの支援にあ

3 See "Report Submitted by the United Nations interim Administration Mission in Kosovo to the Human Rights Committee on the Human Rights Situation in Kosovo since June 1999", UN Doc. CCPR/C/UNK/1, 13 March 2006, para. 10.

った。そのためコソボは国連及びEUやNATO並びにこれら国際機関の加盟国からの支持を必要とし、これら国際機関及び諸国からの要請を重視せざるをえない立場にあり、それがコソボ特別裁判所の設立につながったと考えられる。次節でコソボ特別裁判所の設立が要求された直接的な起因を紹介する。

1-2 臓器違法取引などコソボ解放軍に対する疑惑と欧米諸国の反応

コソボを支援してきた国々に衝撃を与えたのは、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の元検察官が引退後に出版した著書の中で明らかにしたコソボ解放軍による犯罪の疑惑とこれら犯罪の不処罰であった。デル・ポンテ（Carla Del Ponte）元旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所首席検察官は2008年に出版した回想録⁴において、1999年にアルバニア系武装集団「コソボ解放軍」が約300人のセルビア人を誘拐し収容所に移送後、臓器を摘出して人体臓器の違法取引を行ったとの情報をUNMIK要員から提供されたが起訴に至らなかったことを明らかにしたのである。数々の国がコソボを国家承認したのは、セルビアとの軋轢の中で大規模人権侵害被害の過去に鑑みコソボによる自決権の行使を容認すべきと考えられたからであるが、この容疑が事実であるならばコソボが純然たる被害者であったか疑われる。また、かつてコソボ解放軍で活躍した者達の多くがコソボ共和国の権力の中枢にあることから、コソボを既に国家承認した国々やEUを含めて地域的な国際機関へのコソボへの加入を将来的に視野に入れていた者達にとっても無視できない指摘として衝撃を与えたのであった。

疑惑の重大性に注目し問題を取り上げ調査に着手したのは欧州評議会（Council of Europe）であった。欧州評議会の議員会議（Parliamentary Assembly of the Council Europe）の法務及び人権委員会（Committee on Legal

4 原著はイタリア語で出版され、後に英語版が出版された。The Italian original version is, Carla Del Ponte and C. Sudetic, *La caccia: lo e i criminali de guerra* (Feltrinelli, 2008). The English version is, Carla Del Ponte and C. Sudetic, *Madame Prosecutor: Confrontations with Humanity's Worst Criminals and the Culture of Impunity* (Other Press, 2009).

Affairs and Human Rights) は特別報告者を任命し事実調査を託したのである⁵。スイス人の特別報告者 Dick Marty 氏が作成した事実調査結果を記した報告書(以下、欧州評議会報告書)⁶が2011年に提出された。「コソボにおける非人道的な取扱い及び臓器の違法取引」と題する同報告書では、コソボ解放軍がセルビア系住民を拘束し腎臓といった臓器を摘出し海外の臓器移植待機患者とその医療機関に売却した疑いが報告された。コソボ解放軍はアルバニア北部の秘密の収容所で捕虜に対して非人道的な取扱いを行い失踪させた疑いがあり、アルバニア領域内の病院でこれら捕虜の臓器が摘出され臓器移植を目的として海外に売却されたとする。欧州評議会報告書では組織的犯罪が蔓延し捜査及び訴追が困難な状況にも言及した。報告書内では、コソボ解放軍の指導的立場にあった者としてコソボ首相も務めたハシム・サチ氏 (Hashim Thaci) の名前が挙げられていたのである⁷。

欧州評議会報告書を受け、2011年1月25日、欧州評議会の議員会議は決議 1782 (2011)⁸を採択し、セルビアとアルバニアとコソボ関係当局並びに特に後述の EULEX に対して臓器違法取引につながる失踪等について捜査及び訴追を要請した。同年9月には同報告書で指摘された犯罪の捜査を独立して行う機関として Special Investigative Task Force (SITF) が EU により設置された。臓器の違法な摘出及び違法取引はコソボ解放軍による組織的な犯行と疑われたため、コソボ解放軍の幹部の関与も疑われたのである。元解放軍幹部であ

5 Parliamentary Assembly of Council of Europe, Doc. 11574.

6 Parliamentary Assembly of Council of Europe, "Inhuman Treatment of People and Illicit Trafficking in Human Organs in Kosovo", Doc. 12462, 7 January 2011. 報告書は2010年に作成され2011年に提出されたものであり、報告者の名を取り、通称 Marty Report とも呼ばれていた。

7 *Ibid.*, paras. 58-62.

8 Parliamentary Assembly of Council of Europe, Resolution 1782 (2011), "Investigation of Allegations of Inhuman Treatment of People and Illicit Trafficking in Human Organs in Kosovo", available at <http://assembly.coe.int/nw/xml/XRef/Xref-XML2HTML-en.asp?fileid=17942&lang=en> (retrieved last on 20 October 2018).

ったハシム・サチ首相などのコソボの中核的な政治家達が捜査・訴追対象とされるであろうとささやかれ、コソボの建国是非までも社会的に批判される虞れが出てきた。そこで、当初犯罪疑惑を否定していたコソボもEUと協議の上でこれらの犯罪を処罰することに合意し、2015年8月3日、コソボ議会は欧州評議会報告書との関連で国際的義務を果たすためとの理由の下⁹、コソボ憲法第162条を修正するとともに、コソボ特別裁判所を設立する新法を制定したのである。

以上で見たように、コソボ紛争から年月を経た後に戦争犯罪などを裁く裁判所が新設された背景には、コソボと国際機関や欧米諸国との関係が大きく影響していたのである¹⁰。コソボ特別裁判所は、欧州評議会やEU諸国及びアメリカといった国際的な圧力の下、国際社会からの非難とコソボ建国への疑義を打ち消す政治的役割を期待された産物であると考えられる。コソボ特別裁判所がEUとカナダ、ノルウェー、スイス、トルコ、アメリカなどの国々からの資金援助を受けて運営されることは、コソボが法の支配と人権を尊重して犯罪の処罰を徹底する存在であることを証明することが国際社会から強く要請されていたことを示唆している。また、後述するようにコソボ特別裁判所がヨーロッパ人権条約を重視する姿勢を基本とした組織であることから、コソボ自身が将来のEUへの加盟を視野にして裁判所を設立したと推察される。外圧が起因しつつもコソボ特別裁判所は国際的な条約ではなく国内法に基づいて設立されたのであるが、しかし実際にはコソボ市民からの十分な支

9 コソボ憲法第162条1項。コソボ憲法の改正条文は、Assembly of Republic of Kosovo, “Amendment of the Constitution of the Republic of Kosovo”, Amendment no. 24, 3 August 2015, available at <http://www.kuvendikosoves.org/common/docs/Amendment%20of%20the%20Constitution%20...> (last retrieved on 1 October 2018).

10 コソボ特別裁判所を設立するまでコソボに対して行われていた政治及び経済的圧力については、See, Mathias Holvoet “The Continuing Relevance of the Hybrid or Internationalized Justice Model: The Example of the Kosovo Specialist Chambers” *Criminal Law Forum* Vol. 28 (2017), pp. 39-46.

持があるか疑われ、同裁判所を設立した国内法の廃棄を求める動きがコソボ国内にあると報じられていることから、コソボ特別裁判所は裁判の実施に加えてコソボ市民の理解を広めることが重要な任務となるであろう。

2 混合法廷としてのコソボ特別裁判所の特徴と意義

コソボ特別裁判所は、①混合法廷として新しい形態の裁判所であることと、②臓器違法取引の罪を主要な対象犯罪として設立された初めての混合法廷であることが特徴として挙げられる。まず本章では混合法廷としての特徴を明らかにする。コソボ特別裁判所は国際法上の犯罪を処罰する裁判機関としては国内的要素と国際的要素を合わせ持つ混合法廷と分類されるが、混合法廷としても他の裁判所にはない特徴がある。そこで、混合法廷としてのコソボ特別裁判所の特徴を明らかにするため以下で同裁判所の国内的要素と国際的要素を検証する。

2-1 混合法廷としての国内的要素

コソボ特別裁判所は、①設立根拠法が国内法であり、②国内司法制度の一部として国内裁判組織を反映した組織構造を有し、③国内法が適用法規に含まれる点で国内的要素を有する。以下でこれらの国内的要素を概括する。

2-1-1 設立根拠法

コソボ特別裁判所設立の法的根拠は、コソボ共和国憲法第162条¹¹と、同裁判所設立のために立法されたコソボ国内法（以下、コソボ特別裁判所法）¹²である。2015年8月、コソボは憲法を改正するとともに、コソボ特別裁判所法を制定して臨時の特別裁判所の設立を決定したのである。憲法は設立根拠

11 *Supra* note (9).

12 Assembly of the Republic of Kosovo, Law on Specialist Chambers and Specialist Prosecutor's Office, Law No. 05/L-053, available at <http://www.kuvendikosoves.org/common/docs/ligjet/05-L-053%20a.pdf>, (last retrieved on 10 October 2018). 以下、註でもコソボ特別裁判所法と表記する。

としてだけでなく、裁判所が機能する上でも憲法を尊重する姿勢が保たれている。例えば基本的な人権及び自由のいかなる制限もコソボ憲法第55条に従わなければならないことが明記されている（コソボ特別裁判所法第2条）。コソボ特別裁判所の裁判官により作成された手続証拠規則も、コソボ憲法と抵触しないか検証され抵触部分が指摘されたため¹³、修正された規則がコソボ憲法と合致するとの判断¹⁴を経てから採用された。

2-1-2 国内司法制度内の地位と組織構造

コソボ特別裁判所はコソボ司法制度の一部である（第1条2項）。コソボ特別裁判所は裁判部と事務局と検察局で構成されており、裁判の関係各員に関わる部署（被害者参加、証人保護、オンブズマン、被疑者の勾留管理）が裁判の実施を補助していく。裁判部はコソボ国内裁判所の各階層の裁判所に附属する形で組織された。すなわち、コソボの国内裁判所は4階層構造（Basic Court of Pristina, the Court of Appeals, the Supreme Court, the Constitutional Court）であるが、各裁判所に附属する位置づけとされるコソボ特別裁判所も同様に、裁判部、上訴裁判部、最高裁判部、憲法裁判部の4部構成を取るものである¹⁵。組織上は国内裁判所に附属するとはいえ、コソボ特別裁判所は国内の他の裁判所との関係では独立して機能することが明文で示されている（第3条1項）点に留意しなければならない。このようにコソボ特別裁判所は国内裁判所に形式上組み込まれているが、独立性が保障されているのである。

13 Kosovo Specialist Chambers, Judgment on the Referral of the Rules of Procedure and Evidence Adopted by Plenary on 17 March 2017 to the Specialist Chamber of the Constitutional Court Pursuant to Article 19 (5) of Law no. 05/L-053 on Specialist Chambers and Specialist Prosecutor's Office, Document number: KSC-CC-PR-2017-01, F00004, 26 April 2017.

14 Kosovo Specialist Chambers, Judgment on the Referral of Revised Rules of the Rules of Procedure and Evidence Adopted by Plenary on 29 May 2017 to the Specialist Chamber of the Constitutional Court Pursuant to Article 19 (5) of Law, Document number: KSC-CC-PR-2017-03, F00006, 28 June 2017.

15 コソボ特別裁判所法第24条1項(a)。

2-1-3 国内法の適用

人道に対する罪と戦争犯罪という国際法上の犯罪に加えて、コソボ特別裁判所法第6条2項及び第15条で明記されたコソボ刑法上の犯罪が裁判所の事項的管轄権に含まれる。このように国内法上の犯罪も事項的管轄権に含んでいる点でコソボ特別裁判所は国内的要素を持つのである。

なお、コソボ特別裁判所の設立自体は事後的であるが、法の遡及的適用との非難を避けるため、ヨーロッパ人権条約第7条2項を援用しつつ、コソボ紛争当時に効力があつた国際法規範及び国内法を適用法とする（コソボ特別裁判所法第3条、第12条）。犯行時に適用可能な法のみを適用法と限定することにより法の遡及的適用とならないよう配慮されているのである。

2-1-4 管轄権の属地性と属人性

コソボ特別裁判所の時間的管轄権及び地域的管轄権並びに人的管轄の対象には、地域的要素が見られる。時間的管轄権は1998年1月1日から2000年12月31日までの期間に犯された犯罪であり（第7条）、コソボ紛争でKumanovo平和協定の締結されセルビア当局が部隊を解除した後の期間も意図的に含まれ、武力紛争終了後の犯罪も処罰対象とされているのである。人的管轄権にも地域的要素で限定されており、コソボ又は旧ユーゴスラビア連邦共和国の市民が犯した犯罪又は上記市民に対して犯罪を犯した者について管轄権を有する（第9条2項）。すなわち、コソボ特別裁判所ではコソボの積極的及び消極的属人主義が採用されているのである。また、1998年1月1日から2000年12月31日の間に適用可能であつたコソボ国内刑法に基づきコソボ国内裁判所が有すると認められる属地的管轄権が基礎とされ、コソボ領域内で完結した犯罪のみならず領域内で着手された犯罪について事項的管轄権を有すると定められており（第8条）、コソボの属地的管轄権も広い形で裁判所の管轄権の根拠として扱われている。

2-2 混合法廷としての国際的要素

次にコソボ特別裁判所の国際的要素を見てみよう。コソボ特別裁判所は、①設立目的と処罰対象犯罪、②法廷地、③国際裁判官と国際的な裁判官任命手続、④コソボ域外及びコソボ市民以外への適用可能性、⑤国際法の優先的適用、⑥国内裁判所からの独立性と優越性、⑦国際的な刑事機関の継承、⑧外国資金による運営と協力国における刑の執行といった国際的要素を有する。

2-2-1 設立目的と処罰対象犯罪

コソボ特別裁判所の設立目的は、欧州評議会報告書で指摘された犯罪の処罰である。コソボ特別裁判所法第1条2項は国際的な義務を果たすことが設立目的であると述べ、コソボ共和国憲法に定められた基本的人権の保護と自由の保障を確保し、2011年1月7日の欧州評議会報告書で報告された事項に関連する犯罪で、コソボ共和国特別検察局のSpecial Investigative Task Force (SITF)¹⁶による捜査の対象とされていたコソボ紛争中及び紛争後に犯された重大な国際犯罪の刑事裁判について安全、独立、中立、公正かつ効率的な刑事手続を確保するために設立すると記している。

コソボ特別裁判所は、報告書に関連する第12条から第16条の犯罪と、第6条2項で明記されたコソボ刑法上の犯罪について管轄権を有する。人道に対する罪（第13条）、戦争犯罪（第14条）、コソボ法の下でのその他の犯罪（第15条）が含まれる。コソボ特別裁判所では、第12条においてコソボ国内刑法は慣習国際法に抵触しない限りで援用可能であるとされている。以上のように国際的義務を果たすことを目的として戦争犯罪及び人道に対する罪という国際法上の犯罪の処罰を行うことに国際的要素が見られる。

16 SITFはコソボ特別裁判所法第24条2項に従い同裁判所の検察局に統合された。SITFの活動については、See, Alexander Heinze “The Kosovo Specialist Chambers’ Rules of Procedures and Evidence: A Diamond Made Under Pressure?” *Journal of International Criminal Justice* Vol. 15 (2017), pp. 988-990.

2-2-2 法廷地

コソボ特別裁判所はコソボに所在するがコソボ外にて開廷することも可能とされ（第3条6項）、国際刑事裁判所（ICC）が以前に利用していたオランダのハーグにある同じ建物で現在は裁判所運営が行われている¹⁷。オランダのハーグは旧ユーゴ国際刑事裁判所や国際刑事裁判所（ICC）の法廷地として戦争犯罪といった国際法上の犯罪の処罰を行う機関を抱え、経験豊富な職員を供給できる都市となっている。これら純粋に国際的な国際刑事裁判機関と同じ法廷地であることに加えて、以下のような国際的な要素を有するためにコソボ特別裁判所は一見すると国際的な刑事裁判機関にみえるのである。

2-2-3 国際裁判官と国際的な裁判官任命手続

コソボ特別裁判所は外国国籍の裁判官のみよって構成される。コソボ特別裁判所の公式言語はアルバニア語とセルビア語と英語であるが（第20条）、裁判官は英語に堪能でなければならない（第27条3項）。コソボ特別裁判所の裁判官及び職員は、コソボ特別裁判所に資金援助等で寄与している国々又はEU加盟国の国籍を有する者でなければならない。他の混合法廷では現地の国籍の裁判官と国際的な裁判官との両方で構成されているのに対して、コソボ特別裁判所ではコソボの裁判官が入らない点が特徴的である。例えば同じく旧ユーゴ領域の戦争犯罪等を扱う地域的な法廷であるボスニアの戦争犯罪裁判所（War Crimes Chamber of Bosnia and Herzegovina）は、当初は国際裁判

17 2016年2月15日にコソボとオランダとの間で締結された協力協定及び2017年3月30日のコソボ特別裁判所の決定に基づきハーグで裁判所が運営されている。コソボとオランダ間の協力協定は、Agreement between the Kingdom of the Netherlands and the Republic of Kosovo concerning the Hosting of the Kosovo Relocated Specialist Judicial Institution in the Netherlands, 15 February 2016, available online at <https://verdragenbank.overheid.nl/en/Treaty/Details/013132>, (last downloaded on 1 November 2018). コソボ特別裁判所の決定は、Kosovo Specialist Chambers, Memorandum on the Venue for Exercises of Functions, Document number: KSC-CC-2017-02/F00001. オランダにおいてはコソボ特別裁判所は「Kosovo Relocated Specialist Judicial Institution」との名称が用いられている（コソボとオランダ間の協力協定第1条a）。

官とボスニア人裁判官との混合で構成されていたが、徐々に現地の裁判官の比率が増やされ、最終的には国内司法制度に統合された。この変遷と比較するならば、現地性が完全に排除されているコソボ特別裁判所の構成の特異性は顕著である。

コソボ特別裁判所の各裁判部は3人の裁判官で構成されており、裁判官は作成された国際裁判官名簿から選ばれる。国際裁判官名簿の作成を行うパネルは少なくとも2人の国際的な裁判官を含む3人の国際的なメンバーにより構成され（第28条）、パネルにより作成されたりストはEU Common Security and Defence Policy Mission (EULEX) のトップに回覧され、このEU機関がコソボ特別裁判所の裁判所長を任命する。任命手続がEU機関に任されている状況からも、コソボ特別裁判所とEUとの間に特殊な繋がりがあることが見てとれる。コソボがEUからの支持と支援を確保し続ける上で犯罪を処罰する姿勢を見せるという政治的意義が大きいことが推測される。裁判官及び裁判官の任命手続においてコソボの影響を排し国内的要素を一切含まない点は他の混合法廷とは異なるのである。

2-2-4 コソボ域外及びコソボ市民以外への適用可能性

本稿2-1-4で言及した消極的属人主義が管轄権根拠に含まれたのは、領域外においても犯罪が行われ、アルバニア国内の拘束施設においても犯罪が行われたとの疑惑があったためである。そのためコソボ領域外で犯された犯罪及びコソボ市民を対象として外国人によって犯された犯罪についても管轄権を行使することが可能である。このようにコソボ特別裁判所は従来ならばコソボの域外管轄権と分類されうる事項についても管轄権を行使することが可能である。

2-2-5 国際法の優先的適用

コソボ特別裁判所は、コソボ共和国憲法及びコソボ特別裁判所法並びに同法により明示されたコソボ国内法に加えて、慣習国際法と国際人権法に従って裁判し機能する（第3条2項）。興味深いのは、コソボ特別裁判所が順守す

る国際人権法として、自由権規約に先んずる形でヨーロッパ人権条約が明記されている点である（第3条2項(e)）。ヨーロッパ人権条約の締約国ではないコソボが新設したコソボ特別裁判所においてヨーロッパ人権条約が規律法規として明記されたことは、政治的にEU加盟を視野に入れているとの憶測が働く。なお、慣習国際法と国際人権法として明記された上記の条約についてはコソボ憲法第19条2項及び第22条に従い国内法に優先する（第3条2項(d)、(e)）。コソボ特別裁判所は、慣習国際法を適用するとともに、慣習国際法と合致する限りにおいて、ヨーロッパ人権条約第7条2項と自由権規約第15条2項に従いコソボ刑法を適用する（第12条）。コソボ特別裁判所法に明記されなかった国内法や国内慣行については一切適用が許されず、コソボ特別裁判所法と他の国内法が抵触する場合にはコソボ特別裁判所法が優越する（第3条4項）。また3条3項に基づき当時に適用可能な慣習法を見定める上で、裁判官は国際裁判所及び国際法廷の判例を参考とする。

以上のように国内法は国際法と合致する限度で適用可能とされており、適用法規として国際法が優先することが明記されている。国際法の中でもヨーロッパ人権条約が優先法規として明記されている点はコソボ特別裁判所の特徴と言える。

2-2-6 国内裁判所からの独立と優越性

コソボ特別裁判所はコソボ憲法第162条4項及びコソボ特別裁判所法第4条1項により完全なる法主体性が認められ、コソボとして批准を要する国際的条約締結の際には政府の合意を求めることが条件とされているが（コソボ憲法第162条5項）、他国や国際機関と合意を締結する権限が与えられている（コソボ特別裁判所法第4条2項）。また、組織上は国内裁判所に附属するとはいえ、コソボ特別裁判所は国内の他の裁判所との関係では独立して機能する（第3条1項）。コソボ特別裁判所が言い渡した刑についてはコソボ憲法上の恩赦などの対象とならない（第51条）。コソボ特別裁判所はコソボ国内の他の裁判所に優越する（第10条1項）ため、他のコソボ国内裁判所における捜査

又は訴追のいかなる段階においても事件を取上げ、事件の移送を命令することができる（第10条2項）。また、すべてのコソボ国内裁判所と検察官はコソボ特別裁判所が審理すべき事件や刑事手続について遅滞なく通知する義務がある（第11条）。このようにコソボ特別裁判所は国内当局に対して独立かつ優越的な地位が与えられているのである。

この点、国内裁判所からの独立性が孤立化につながらないようにコソボの現地当局及び他の諸国との協力関係を確保する必要性が指摘されている¹⁸。コソボ国内当局との関係ではコソボ特別裁判所法の下で協力が義務化されているが、他国との関係では問題に直面する可能性があるからである。コソボ国内当局には優越する地位にあるが、他国の当局との関係では、コソボの国内司法制度の一部という地位であることで水平的な関係にあるため、協力を仰ぐ必要があることが指摘されている¹⁹。

2-2-7 国際的な刑事機関の継承

検察局はコソボ特別裁判所の設立前から設置されていたSITFの任務を引き継ぎ、犯罪の捜査及び訴追を行う独立した機関として機能する（第24条2項、第35条1項）。また、コソボ特別裁判所は旧ユーゴ国際刑事裁判所で用いられた資料や証拠を利用することが許されていることから、旧ユーゴ国際刑事裁判所の判断を事実上継承すると考えられる。このようにコソボ特別裁判所は国際的な組織が行っていた任務を継承しているのである。それではなぜ既に権限ある機関として存在していた旧来の機関——旧ユーゴ国際刑事裁判所やコソボ国内裁判所——に犯罪処罰を委ねるのではなくコソボ特別裁判所が新設されたのであろうか。

18 See, Matthew E. Cross “Equipping the Specialist Chambers of Kosovo to Try Transnational Crimes: Remarks on Independence and Cooperation” *Journal of International Criminal Justice* Vol. 14 (2016), pp. 73-100.

19 Sarah Williams “The Specialist Chambers of Kosovo: The Limits of Internationalization?” *Journal of International Criminal Justice* Vol. 14 (2016), pp. 48-50.

2-2-7-1 旧ユーゴ国際刑事裁判所との関係

旧ユーゴ国際刑事裁判所の時間的管轄権には規程上は開始時期（1991年1月1日）が明文で定められつつも終了時期が明記されていなかったためコソボ紛争を含むことも不可能ではなかった。コソボ特別裁判所を設立するよりも旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所による処理を模索するべきであったとの意見もある²⁰。しかし旧ユーゴ国際刑事裁判所は安保理の決定に従い閉廷過程にあったのである²¹。さらに前述のように旧ユーゴ国際刑事裁判所が訴追失敗した事実が元検察官の回想録で明らかにされた経緯を考えるならば、再び同裁判所に期待することも難しいのであった。また、前述の欧州評議会報告書では臓器違法取引が武力紛争終了後にも、また旧ユーゴスラヴィア領域外のアルバニアでも行われていた疑いが指摘されていたが、旧ユーゴ国際刑事裁判所で十分に訴追できるか疑問であった。なぜなら旧ユーゴ国際刑事裁判所では人道に対する罪は武力紛争との関連性が必要とされていたからであり²²、また、旧ユーゴスラビアの領域において犯された犯罪を対象としていたからである²³。

とはいえ旧ユーゴ国際刑事裁判所はコソボ特別裁判所に大いに影響を与えると考えられる。旧ユーゴ国際刑事裁判所によって収集された証拠（文書や証人の証言等も含む）も証拠としてコソボ特別裁判所にて採用可能とされている（コソボ特別裁判所法第37条1項）。また、一事不再理の法則に従い、旧ユーゴ国際刑事裁判所によって審理された者はコソボ特別裁判所において裁判されることはない（第17条(c)）。さらに、犯罪共同主体など、国内刑法上の責任概念とは異なる形で発展してきた国際刑事法上の責任法理をコソボ特

20 Mathias Holvoet, *supra* note (10), pp. 44-45.

21 拙稿「旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）の閉廷計画と国家への事件委託」金沢法学第51巻1号（2008年11月）、参照。

22 旧ユーゴ国際刑事裁判所規程第5条、参照。

23 旧ユーゴ国際刑事裁判所規程第1条、参照。

別裁判所がどのように引き継いでいくのかを注目する学者もいる²⁴。

2-2-7-2 UNMIKの規則64パネルとEULEX

2008年12月までコソボはUNMIKの暫定統治下にあったが、その間にも司法制度の再構築につき国際的支援があった。UNMIKの任務の一つが犯罪者の逮捕であったが、現地の警察及び司法制度は国際法上の犯罪に取り組めるような十分な環境になかった。そのためUNMIKは外国人裁判官が国内裁判官と一緒に現地裁判所で法廷の任に就くことを可能とする制度を採用したのであり、これが通称「規則64パネル」²⁵である。UNMIKの規則2000/64では、重大な犯罪に関する事件において検察官又は被疑者はUNMIKに対して国際裁判官及び国際検察官の任命又は法廷地の変更を求めることができた。しかしUNMIKはコソボ解放軍が関係する犯罪の捜査及び訴追について苦慮した。コソボ解放軍がコソボ建国に貢献した国民的英雄と称賛されている国内社会においてコソボ解放軍が犯した罪を処罰することは極めて困難な状況にあったのである。そのような状況を憂いて、自由権規約委員会はUNMIKからの報告書の審査後に示した総括所見において、UNMIKに対してコソボのアルバニア系市民が容疑者である場合も含めて、1999年前後に犯された戦争犯罪、人道に対する罪、並びに民族的動機に基づく犯罪のすべての重大な事件を捜査することを勧告するとともに、旧ユーゴ国際刑事裁判所への完全な協力を行うべきことを勧告したこともある²⁶。

24 See, Lachezar Yanev “Co-Perpetration Responsibility in the Kosovo Specialist Chambers: Staying on the Beaten Path?” *Journal of International Criminal Justice* Vol. 14 (2016), pp. 101-121.

25 The Regulation 64 Panels in the courts of Kosovo under the United Nations Interim Administration of Kosovo (UNMIK). UNMIK Reg. No. 2000/64 on Assignment of International Judges/Prosecutors and/or Change of Venue, UNMIK/REG/2000/64 (Dec. 15, 2000). See also, UNMIK Resolution 1991/1, 1999/24 and 1999/25.

26 “Concluding Observations of the Human Rights Committee”, Serbia, UN. Doc. CCPR/C/UNK/CO/1 (2006), para. 12.

コソボ国内の捜査機関に国際機関が介入して改善に協力する動きもあった。コソボは犯罪捜査を行う機関としてEUの支援下で機能するEU Rule of Law Mission in Kosovo (EULEX)を受け入れたのである²⁷。しかしEULEXもコソボ解放軍が関連する犯罪の捜査に着手しつつも捜査妨害などUNMIKと同じ問題に直面していた²⁸。EULEXは後にコソボ特別裁判所に継承されたのである。

以上で紹介したUNMIKの規則64パネルとEULEXによる手続きは実質的には混合法廷の体裁にあったとも評されているが、これらは独立した国際法人格を有する存在ではなかった。これら外国人職員が主導する組織が設立された理由は、コソボ国内の司法制度が圧倒的に人材不足であり、かつ、対立の結果たる憎悪や腐敗や圧力により司法に携わる人々の安全確保が難しく公正さに疑問が呈されていたためである²⁹。そこでコソボ特別裁判所設立の前からコソボ国内の法執行システムを支援する形で機能していた既存の国際的な組織が行っていた任務を引き継ぐことが求められてコソボ特別裁判所が設置されたのである。以上のようにコソボは復興の過程で国連やEUの支援下で設置された外国人職員を構成員とする組織を国内司法機関と連携させて存在させてきた経緯があり、コソボ特別裁判所はそれらの組織の活動を引継ぐ形で設立されたのであった。

2-2-8 外国資金による運営と協力国における刑の執行

27 コソボとEU間の国際的合意を受入れてEULEXを認めたコソボ国内法は、Assembly of Republic of Kosovo, Law on Ratification of the International Agreement Between the Republic of Kosovo and the European Union on the European Union Rule of Law Mission in Kosovo, Law No. 04/L-274, 23 April 2014, available at <http://www.kuvendikosoves.org/common/docs/ligjet/04-L-274%20a.pdf> (last retrieved on 1 October 2018).

28 EULEXについては、See, Mathias Holvoet, *supra* note (10), pp. 40-43. See also, Sarah Williams, *supra* note (20), pp. 28-30.

29 See, Beth Van Schaack "The Building Blocks of Hybrid Justice" *Denver Journal of International Law and Policy* Vol. 44 (2016), pp. 186-191.

コソボ特別裁判所は外国からの協力を基盤としている面がある。例えばコソボ特別裁判所はEUとカナダ、ノルウェー、スイス、トルコ、アメリカなどの国々からの資金援助を受けて運営される。また、コソボ特別裁判所は最高で終身刑を言い渡すことができるが（第44条1項）、刑は協力を申し出た国々の中からコソボ特別裁判所が指定する国において執行される（第50条）。コソボ特別裁判所が言い渡す刑については、コソボ憲法に従って認められる恩赦や特赦の対象とはならない（第51条）。

2-3 小括——混合法廷の新形態

近年の国際刑事法では純粋な国際刑事裁判機関の活発化よりも混合法廷の増加の傾向が見られる。これら「国際化された（internationalised）」又は「ハイブリッド（hybrid）」と称される混合（mixed）法廷は国際法秩序の中でどのように位置づけられるのか、まだ明確ではない。また混合法廷の法的な分類方法についても論争がある。混合法廷の分類基準として、設立準拠法により判断する学説や、裁判所構成により判断する学説、適用法を基準とする学説など諸説ある。設立準拠法説に基づくならばコソボ特別裁判所は国際法秩序ではなく国内法秩序に所属すると結論され、裁判所構成説及び適用法基準説によれば国際的裁判機関の一つと分類されるであろう。

混合法廷には、東チモールのように国連の暫定行政の一部であったり、シエラレオネやカンボジアやレバノンのように国連との条約で設立されたものであったり、セネガルのようにアフリカ連合が関係しているものがある。これら混合法廷はそれぞれ地域が異なりながらもある程度類似した性質を有していた。例えば、混合法廷の多くは国際機関の支援と関与を受けて設立され、犯罪行為地国を法廷地とし、外国籍の裁判官と現地国籍の裁判官の両者が参加する構成で審理し、犯罪行為地国の市民が職員や裁判所関係者として従事しつつ被害者が間近で責任追及の過程を見守ることを通じて犯罪行為地国の国内社会の復興と司法制度の改善に貢献していく役割が期待されてきた。

これに対してコソボ特別裁判所は領域国を排除した任命手続を経て国際裁判官のみで構成されている点が混合法廷としては特異である。また、コソボ国内を基本としつつ外国を法廷地とすることが可能と規定されたが、実際は犯罪行為地とは遠いオランダのハーグで開廷が準備されている。コソボ特別裁判所は、純粹の国際的刑事裁判機関とは異なる従来の混合法廷の利点³⁰とされる国内的要素の多くを欠いている。そのため設立根拠文書が国内法であるか国際法であるかを根拠として裁判所を分類する手法をコソボ特別裁判所に適用すべきではないとされ、国際的要素が強く実質は国際法廷である混合法廷と評価されているのである³¹。そもそも裁判機関を国際法秩序と国内法秩序のいずれに属するかを分類した上で両者を分断したものとする説には限界があると考えられる。なぜなら国際刑事法の分野において国際レベルと国内レベルでの法と取組みは相互に影響し合って発展してきたものであり、分断しているわけではない。越境犯罪の国際犯罪に関する国際刑事法の発展が、より重大である国際法上の犯罪に関する国際刑事法の発展を促すなど、相乗効果もある。分類法に依存することにより国際法上の意義を見落とすべきではないと考える。

また、コソボ特別裁判所の特異な点としては、EU法への傾倒である。コソボ特別裁判所は国内法よりも国際法を優越させるが、国際法として特に明記されているのがヨーロッパ人権条約である。ヨーロッパ人権条約への度重

30 野口氏は、混合法廷の主たる長所として、第1に犯罪行為地国に設置されることにより国の捜査機関の協力を得て証拠収集、被疑者・被告人の身柄の確保、証人の出廷確保などが容易であること、第2に物理的に犯罪発生地及び被害者に近いため法廷活動が一般国民に与える影響が大きいこと、第3に国の国民が司法官や職員として直接参加するため混合法廷任務終了後に経験が現地司法制度に継承されること、第4に国際裁判よりコストが抑えられる財政面でのメリットを挙げている。野口元郎「混合法廷」法律時報90巻10号（2018年9月）、35～36頁、参照。

31 Robert Muharremi “The Kosovo Specialist Chambers and Specialist Prosecutor’s Office” *ZaōRV* 76 (2016), p. 969.

なる言及が、例えば手続証拠規則の作成に関する第20条2項など各所に見られるのである。そこでコソボ特別裁判所はEUを主要な支援者とする国際化された国内裁判所であると解される。この点、国連といった普遍的国際機構ではなく、EUという地域的国際機構が関わった点を重視して「地域的混合刑事法廷」との新分類を強調する説もある³²。

3 国際犯罪としての臓器違法取引の罪

最後に本章ではコソボ特別裁判所の設立動機であった臓器違法取引の罪の処罰について検討する。本稿第1章で説明したようにコソボ特別裁判所はコソボ解放軍により行われた臓器の違法摘出と違法取引の容疑を訴追し処罰することを目的として設立されたものであり、臓器違法取引を対象として特別な裁判所が設立されたことは極めて特異である。他の国際的裁判機関又は混合法廷において同罪が主たる裁判対象とされたことはない。

そもそも臓器違法取引に関する犯罪は、臓器移植に関する医学的技術の発展及び普及の後に顕在化したものであり、犯罪として認識された歴史が浅いため、コソボに限らず、一般的にも国内社会及び国際社会の双方で同罪の非難性及び定義並びに法的規制方法などについて十分な議論が尽くされた状況に至っていない。人の臓器の売買を処罰化していない国もあり、貧困等の経済的理由から自らの血液や腎臓といった人体組織を売却する選択を行う者もあり、健康を害する虞れが大きいため憂慮されつつも、合法的な商取引の一つと放置されている場合もある。もちろん臓器を提供するドナーの同意なく臓器を摘出する場合には人の身体を傷つける行為であることから傷害罪など国内法上の犯罪に該当し処罰可能であろうが、臓器摘出を主眼として規制し犯罪化する国内法条文が各国で完備されているかは疑問である。国際法上

32 See, Emanuele Cimiotta "The Specialist Chambers and the Specialist Prosecutor's Office in Kosovo: The 'Regionalization' of International Criminal Justice in Context" *Journal of International Criminal Justice* Vol. 14 (2016), pp. 53-72.

は、ドナーの人権侵害として国際人権法違反、武力紛争中に行われた場合にも非人道的な取扱いとして武力紛争法違反に該当すると考える。しかし直接的に臓器の違法摘出を対象として定めた普遍的な条約はない。死体からの臓器摘出と取引が違法であるか等、医学的にも法的にも犯罪とされる行為の範囲について論議を尽くす必要がある点は多々ある。国際社会に普遍的な認識及び適用法規並びに取組みの欠如という問題があるのである。そのような法的状況の中で同罪の処罰を主眼とした混合法廷が設立されたことは、国内法及び国際法の発展を促す効果があると考えられる。

臓器違法取引を犯罪として処罰する適用法規の国内法及び国際法の欠缺は、コソボ特別裁判所にも影響を与えうる。臓器違法取引を犯罪と明記し処罰するコソボ刑法の該当条文は2012年に制定された犯罪であるため、コソボ解放軍により犯された犯罪に適用することは法の不遡及に反するからである。したがってコソボ特別裁判所でも国際法により処罰されることが求められるであろう。

臓器違法取引が犯罪として国際社会が問題視し国際レベルで取扱いはじめた歴史は浅い。2009年に国連と欧州評議会の共同で作成された臓器取引に関する報告書は、臓器の取引と臓器摘出を目的とした人身取引とが医学的にも法的にも混同されている状況を説明した上で、取引対象が臓器か人かで解決方法も異なってくると指摘し、人体及び人体を構成する物質について経済的利益の取得の禁止を原則とすることを提唱した³³。健康問題や社会的問題としてのみならず、近年、臓器違法売買は組織犯罪の新種として注目を集め、犯罪として規制すべきとの考えが生じている。国連の麻薬及び犯罪委員会において問題が認識され審議対象とされたこともある。

国際法上は人身売買禁止条約及びその議定書並びに組織犯罪防止条約に基

33 See, *Trafficking in Organs, Tissues and Cells and Trafficking in Human Beings for the Purpose of the Removal of Organs, Joint Council of Europe and United Nations Study*, (Directorate General of Human Rights and Legal Affairs, Council of Europe, 2009).

づいての規制が主として考えられる。2011年10月の組織犯罪防止条約の締約国会議により設置された人身売買に関する作業部会の議題でも臓器摘出を目的とした人身取引問題が議題として取り上げられた。

直接的に臓器取引を対象とした条約としては唯一、ヨーロッパで臓器売買を禁止する条約が2018年3月1日に発効したが³⁴、締約国数は少なく、かつ地域的条約にとどまり普遍的条約ではない。同条約はあらゆる段階の関係者も処罰対象とすることを意図して臓器の違法摘出及び取引を禁止し処罰することを締約国に義務付けており、死者からの臓器摘出も違法行為に含めるなど、これまでの一般的な人身売買取引の規制よりも禁止対象が広い。ヨーロッパ諸国では既に国内法で臓器提供等について厳格な法規制があるため、同条約の効果としてはヨーロッパ域内よりも締約国による域外管轄権の行使を通じたヨーロッパ外の臓器違法摘出及び取引の処罰に期待する声もある³⁵。

以上のことからコソボ紛争当時に臓器違法取引を独自の犯罪類型として国際社会が認めていたかは疑わしいのである。そのため臓器違法取引はそれ自体ではなく、戦争犯罪及び人道に対する罪などの重大な国際法上の犯罪の手段の一つとして訴追対象とされる可能性が高い。特に武力紛争終了後に犯されたコソボ解放軍が関わった強制失踪³⁶とコソボ領域外での臓器摘出と違法取引をコソボ特別裁判所が審判する結果、人道に対する罪などの概念の拡大をもたらす可能性がある³⁷。ただし経済的利益を得ることを目的とした犯罪

34 Council of Europe Convention against Trafficking in Human Organsは2015年に作成され2018年3月1日に発効した。この条約は同意によらず行われる生体及び死体からの臓器摘出を犯罪化することを政府に呼びかけている。

35 See, Alessandra Pietrobon “Challenges in Implementing the European Convention against Trafficking in Human Organs” *Leiden Journal of International Law* Vol. 29 (2016), p. 487.

36 強制失踪についてコソボ特別裁判所が取扱う上での問題点については、See, Gariella Citroni “The Specialist Chambers of Kosovo: The Applicable Law and the Special Challenges Related to the Crime of Enforced Disappearance” *Journal of International Criminal Justice* Vol. 14 (2016), pp. 123-143.

37 Mathias Holvoet, *supra* note (10), pp. 47-69.

と捉えるならば、これまで旧ユーゴ国際刑事裁判所などその他の国際刑事裁判機関が対象としてきた国際法上の犯罪とは性質が異なるとも考えられる。どのような形でこの罪が訴追し処罰されるのか注目される。

おわりに

コソボ特別裁判所は2015年にコソボの国内法に基づき設立され5年の運営期間の間に、欧州評議会報告書で指摘された犯罪を処罰することを任務としており、限定された管轄権を有する臨時的な刑事裁判機関である。設立根拠が国内法でありコソボ国内司法制度の一部と法的に位置づけられることから、国内法上の機関であり国際法の範疇ではないとして国際法上の意義を否定する意見もあるであろうが、それは人道に対する罪の概念拡大の可能性や臓器違法取引の罪など、国際刑事法の新しい発展を見落とす危険がある。近年の国際刑事法の潮流として、国際刑事裁判機関と国内裁判所の両性質をミックスした混合法廷が事後的に設立される事例が多数見られ、コソボ特別裁判所もその一例であると解する。国内裁判所から独立し、かつ優越的な地位にあり、国際裁判官のみで構成され、国際法を国内法に優先する形で適用して戦争犯罪及び人道に対する罪を裁くコソボ特別裁判所は、国際的要素が強く、新しい型の混合法廷と考えられる。

一般的に純粋な国際刑事裁判機関の利用又は設立ではなく混合法廷の設立が選択される背景には、混合法廷が重大な国際法上の犯罪により疲弊した国内社会の復興と国内司法制度の再構築に果たす役割など、国内社会にもたらす恩恵と利点が注目されていることが一因である。しかし、コソボ特別裁判所は他の混合法廷とは異なり、それらの恩恵と利点が欠如しているのではと懸念される。コソボ特別裁判所が捜査・訴追対象とする犯罪の容疑者がコソボの中枢たる人物である可能性もあり、コソボの不安定化につながるのではと危惧されてもいる。コソボ特別裁判所の設立は国内からの要請ではなく外国からの国際政治上の要請が背景にあったことから外圧の産物とも言え、国

内社会からの反発と社会の不安定化を招く危険性がある混合法廷にどのような意義があるのか懐疑的に見ることもできよう。しかし、国際的に注目される大規模人権侵害や重大な犯罪が発生した領域の法主体が、それら犯罪を処罰するために事後的ながらも裁判組織を特別に設置することにより、犯罪への非難と法の支配及び正義を尊重する態度を公にすることにより、国際社会の中での不安定な地位を安定させ諸国から受け入れられる一助としての役割を混合法廷が果たしているのである。コソボ特別裁判所はこのような国際政治的な意義が強く、EUに対するアピールとして設立されたと考えられる。コソボはEU加盟国ではないが、EUとの友好的な関係を維持し、さらに将来的な加盟を視野に入れていても考えられる。コソボ特別裁判所は、自浄可能であり独立かつ公正で効率的な司法機関を自ら作り出し維持可能であることを対外的にも示さなければならない立場にある国に対して先例として混合法廷という一つの選択肢を示しているのである。